

現代の部落差別と天皇制

国家権力と差別構造

菅 孝行 著



明 石 書 店

著者略歴

菅 孝行（かん・たかゆき）

1939年 東京に生まれる。

1962年 東京大学文学部卒業。

著 書 『「死せる芸術」＝「新劇」に寄す』（書肆深夜叢書 1967）

『ヴァカンス／ブルースをうたえ』（三一書房 1969）

『劇的空間のかなたへ』（大和書房 1971）

『狂騒の論理』（現代評論社 1971）

『吉本隆明論』（第三交明社 1973）

『騒乱のフォークロア』（大和書房 1973）

『解体する演劇』（アディン書房 1974）

『天皇論ノート』（田畑書店 1975）

『延命と廃絶』（河出書房新社 1975）

『竹内好論』（三一書房 1976）

『反昭和思想論』（れんが書房新社 1977）

『天皇制一解体の論理』（三一書房 1977）

『いえろうあんちごうね』（アディン書房 1978）

『戦後思想の現在』（第三文明社 1978）

現代の部落差別と天皇制——国家権力と差別構造——

1978年12月1日 初版第1刷発行

著者◎ 菅 孝行

発行者 渋谷一信

発行所 明 石 書 店

東京都台東区花川戸 2-3-4 (〒111)

振替 東京0-24505 Tel03(845) 5 1 6 3

菅 孝行 著

現代の部落差別と天皇制

はじめに

部落差別と天皇制というテーマに即して、多面的に追求する文章を書き継いでみないかという勧めを、明石書店の石井昭男氏からうけたのはもう一昨年の事になる。石井氏の念頭には、私が「天皇論ノート」その他で、天皇制支配の今日的な根拠に対する批判を試みてきた作業がおかれていたものと思う。

権力のシンボルを、天皇という記号化された頂点にむけて疎外することによって、構造実体の破綻を担保する、日本国家個有の共同性を問題にしてゆけば、それと内的に関連した底辺の差別排外構造の伝統的な様式と、その様式の近代への延命の過程を同時に問題とせざるをえないところへゆきつくのは、論理的にも現実的にも必然であった。この問題を考える上では、部落差別の史的展開をどのようにとらえるかというテーマをさけて通ることはできない。「天皇論ノート」でも、その予感のようなものについて、すでに私も書き記していた。その点をつつこんで展開するようにという石井氏の勧めに従って、とりあえず自分の問題意識を集約したのが、「部落差別と天皇制」の序章の部分である。この部分は一度薄いパンフレット（ひかり社発行）として印刷され、さらに「東京部落解放研究10」に資料として転載されたので、すでに目を通された読者もあるだろう。

一読して明らかな通り、この段階での私の問題意識は、「天皇論ノート」における戦後天皇制批判の文脈のあとを受けるものであり、部落差別の問題あるいは部落解放の問題の個々の課題から出発して天皇制を批判するという経路をたどってはいない。という事はとりもおさず、この天皇制国家内の市民社会の一員として位置づけられた者の一般性を批判するところから、部落差別と天皇制の双方に対する、この市民社会とこの国家の、必然的な関係を説明してゆこうと試みたのだということである。

それは、部落民でない者が部落差別の問題を論理的に自分の問題とするための必然的な手続きであるというだけでなく、三〇〇万部落民対九七〇〇万非部落民という数の構造の中で、部落解放のテーマを恰も少数者の部分的課題であるかのように歪曲し、果ては多数者の利害の体系の中に融和解消しようとする論法の横行に抗して、九七〇〇万の側にとっても、三〇〇万の側にとつてと同様の重さで部落差別の問題は不可避であるのだという事を明らかにしたいという積極的意図にもとづくものでもあったのである。

この点を明らかにするためには、天皇制という、部落民・非部落民を通底する、負の拘束性としての日本国家の存在様式を説明するという媒介の手続きをどうしても欠かすことはできないだろう。いわば「序章」は多数者としての非部落民にとつても部落差別の問題をさけて通ることは絶対にできないのだということを論証する作業——つまり、「日本国民」として天皇の認証をうけ

ている存在が、部落差別の歴史と現実とに直面するための媒介作業であったといえる。

部落解放運動の現場に身をおいている訳ではない私に天皇制批判を媒介に部落差別の歴史と現実とにむき合う作業を石井氏が求めて来られたのも、その事を通じて行われる言語化の作業と、それを読む読者の作業によって、部落差別の問題が、日本国家の共同性に拘束されている全ての存在の問題であることを少しでも顕在化させようとする意図にもとづくものであったろうと推察している。

「序章」を書いたあと、私は、安宇植、西順藏両氏との座談会（『東京部落解放研究』10）、井上清氏との対談（同、12・13合併号）、小沢昭一氏との対談（同、14）を、部落と天皇制あるいは差別と天皇制というテーマを軸に行なった。井上氏との対談が本書に収録されたのは、内容がもっとも直接的に「序章」のテーマとむすびついているからである。ほかの二つの対談のテーマについての、より突っ込んだ展開は、後日の別稿にゆずることとしたい。

「差別構造と国家権力」は、序章と、対談の二つの作業を経たのちの中間総括として書き下ろしたものである。つけ焼刃の勉強の破綻が露呈したり、観念の空転が目だつ箇所があったりするが、とりあえずこれを以って読者の前に提出し、批判を仰ぎたい。念のために付言するなら、これはあくまでも、近代日本の国家権力及びその構造的基礎としての日本の資本主義と、差別構造の関連をスケッチした中間総括であり、個別の実証についてはきわめて粗雑なものである。

ただ、以上の作業を通じて、少しでも差別と天皇制との構造的関連が明らかにされ、この構造的関連を切断する思想と行動の一助となることができるならば幸である。

本来は、周辺の諸テーマについても、もっと急ピッチで展開して一冊にまとめる構想であったが、それが果たせなかった。急拠、骨子の部分だけで本書が上梓されることとなったのは、遅延し勝ちな筆者の作業に対する石井氏の無言の督励のシグナルではないか、と考えている。

対談の再録を承諾して下さった井上清氏、本書の成立過程で、内容についてのアドバイスその他、いろいろのお世話をいただいた、石井氏、川本氏、菊池氏、「東京部落解放研究」編集委員会の梅沢氏、等々の方々に、末筆乍ら御礼を申上げておきたい。

目次

はじめに

第一章 部落差別と天皇制(序章)

(1)	差別と天皇——そのかわりの二重性	12
(2)	民俗的想像力としての差別意識	16
(3)	内部の支えと制度的強制——その倒錯と癒着	21
(4)	明治国家の成立と差別の近代的拡大	24
(5)	差別——その破綻と修復	26
(6)	現代の差別構造——意識と存在の逆転	30
(7)	裁くものを裁きかえせ	37
(8)	差別解体と文化革命	40

第二章 対談・現代の部落差別と天皇制

——主要にその近代化をめぐつて——

日常生活の中の天皇と部落	51
明治維新と天皇制	55
タテ社会の構造	58
日本の近代化と差別構造	60
戦後天皇制とは何か	64
闘いの成果と差別の現象	67
権力と差別との関係	71
解放運動の戦前と戦後	75
差別の近代化とは何か	79
封建遺制の問題点	85
現代部落差別と階級支配	86

第三章 差別構造と国家権力

——天皇制は「遺制」か、現実的打倒対象か……………98

差別意識と差別構造……………98

差別を正当化する価値の源泉——国家と「私」の共犯……………102

国家Ⅱ差別を構造化する媒介……………105

差別構造の大衆的基礎

——他者に対するおそれの集团的意識形態について……………107

差別の歴史の連続面と切断面……………199

差別構造の虚構は持続している……………111

市民社会原理の二面性……………114

ブルジョワジーの矛盾——美しい理念と階級エゴ……………115

ナショナリズム形成と伝統的集団意識……………118

日本における共同体幻想と明治国家の結合……………119

日本国家の独自の存在様式	121
革命なき資本主義国家の特殊性	
——明治国家の近代性と前近代性の矛盾——	124
近代国家は必ず「遺制的」な制度・習俗をひきつれている	126
「維新」と「解放令」——大衆の生活伝統の収奪	129
近代的差別の経済構造	130
都市スラムの形成と被差別無産大衆	132
近代初頭の被差別無産大衆の労働力のゆくえ	134
「解放」とは差別の資本主義化である	138
「差別」と「飢え」による階級の解体	141
構造としての差別の「階級的」性格	143
国家権力との非和解性——差別・階級支配・侵略——	145
天皇と部落——近代史の中の「出会い」	
8・15の断層と連続——昭和は生きのびている！——	151

権力は必要に応じて近代化し、必要に応じて遺物をのこす	155
差別の「近代化」と解放	157
反差別思想の内実を問え——つねに国家を問題として——	159
あとがきに替えて	164

第一章 部落差別と天皇制（序章）

(1) 差別と天皇——そのかわりの二重性

部落差別の問題は、究極的には天皇制の問題であるといわれる。井上清や土方鉄をはじめ多くの論者がそのことを指摘している。しかし、この問題は、くりかえし重要性が指摘されているにもかかわらず、必ずしも十分に展開されているとはいえない。ちようどそれは部落解放闘争や、そのほか様々な差別問題とかかわりを持つ運動の担い手たちの思想形成、理論形成の作業と、より包括的な国家論（あるいは天皇制論）の形成の作業との中間で、エア・ポケットのような陥没した領域となっている。おそらく問題の重要性を認識しているという点では、国家の問題、天皇制の問題を包括的に扱おうとしている部分も同様であるにちがいないのだが、何故かしら、双方の内在的関連は系統的に明らかにされる方向に進んでゆかないのである。それは、歴史的には、菊

タブーの呪縛の残滓のためであるといえるかも知れない。しかし、より重要なことは、天皇制とは何かという問題そのものが今日も多義的で、それがどのレベルで差別の問題とかわつてくるのかを指摘することが、思いのほか困難であるという、認識——およびそれを規定する現実の構造実体——の混乱であろう。以下の試論もまた、新たな混乱をつけ加えるものになるおそれがないわけではないが、とりあえず、部落差別と天皇制にかかわる今日の問題のいくつかに焦点をしばって、私なりの差別解体論、天皇制解体論の序章を提出してみたいと思う。読者の批判・検討によって、この主題の深化に少しでも資することになれば幸いである。

さて、差別と天皇制とは、どういう意味で不可避的に結びついているのであろうか。ひとつは行政権力によって組織される実体的な社会構造のなかでの結びつきであり、もうひとつは、このような結びつきを恰も自然のここのように考えてしまう觀念の問題である。第一の問題は、いわば行政権力による社会的な支配の問題であり、第二の問題は、それを内側から支える慣習化された意識の問題である。(慣習化された意識もまた歴史的につくられたものにはちがいないけれども、つくられるのに要した時間の幅が、第一の問題の時間の幅とくらべてはるかに長く、そのため、恰も歴史的につくられたものではないかのような印象さえ与えるのである。)

このふたつの、相対的にちがった次元でのつながりを、ひとつの構造として結び合わせているのが、資本制生産様式の総括型態としての国家である。国家が「総括」するのは単に生産力と生

産関係だけでなく、観念の過程をつつみ込んだ人間の社会的な営みの全体であることをここで想いおこすことが必要である。差別は決して単なる経済的、身分的その他のせまい意味での社会的な関係であるだけでなく、それと深くかわりながら時には逆転したり一見関係なく見えたりする観念の関係をも同時に含み込むものである。それはちよと、現代日本の国家の構造が、意識と存在というみかけ上の二元的なありかたを、ひとつの全体としてつつみ込み統一しているのに対応している。

私はこれまで、たとえ今日の国家のあり方の中で、天皇の存在の直接的な政治性が、戦前戦中にくらべて著しく後退し、まるで衛生無害の花飾りのようにみえても、実は国家の全体性の統合を必要に応じて修復するための「君主」としての機能を全く失っていないということを取り返し主張してきた。この文脈にそつていえば、天皇を「象徴」として頂上におく戦後日本の君主制は、今日の支配階級が自らの私的利害にもとづいて階級独裁を貫き、それに公的な權威を付与するためにもつとも都合のよい国家の様式なのだといわなくてはならない。そして、この国家の様式は、多くの「遺産」をそれ以前の天皇制国家の属性の中からひきついでいる。

それは基本的に、戦前戦中の天皇制から戦後社会の支配と統合のために非適合な部分を切りすてて近代化しただけの、新しい君主制の様式なのだというべきであろう。そして、切りすてられたのは、特殊に昭和十五年戦争期に要求された上からの強制のための制度的な部分にすぎない。

従つてそれ以前——就中、近代以前——からひきつがれてきた伝統的な意識（直接政治の権威としての天皇をあがめるのではなく、生活の中に入り込んでくる聖なるものを意識する様式）は、戦後の一見モダンな市民社会の中へも、大半が流れ込んでしまっているのである。

重要なことは、このような、聖なるものをあがめる伝統的な意識と同じ根元から、差別の意識も生み出されてくるものだということである。戦後の歴史で行なわれた「改革」は、このような生活伝統の中の聖なるものへの崇拜の意識と、これと対のようになってつちかわれてきた陰微な差別意識とを、近代的な市民社会の中に溶かしこむことであつた。たしかに政治制度としての天皇主権は廃絶された。そして、それと呼応する形で、「華族」、「士族」、「平民」、「新平民」という、明治国家的身分制度が除去された。つまり、天皇制と差別との、制度的な形式の露骨さはとりのぞかれたのである。しかし、戦後社会において、支配階級が必要とする限りでの差別と、支配階級が必要とする限りでの天皇制は全く無傷で温存されたのである。また、そのかぎりでの身分的なものも温存されたままである。戦後社会における差別構造の温存と、象徴天皇制の温存とは、実に象徴的に対応しているといわなくてはならない。

差別と天皇制は、このように、階級独裁のための要請に依じて、たえず結びつき方を再編成されながら、一体のものとして持続されてきたのであつた。だから差別と天皇制、差別と支配構造の権威の様式の関係は、つねに古くて新しい。必ずしも觀念が古くて制度が新しい、というので